

平成30年度 中野区私立幼稚園等 保護者向け補助金のご案内

申請書提出先・お問合せ先

〒164-8501 中野区中野4-8-1

中野区子ども教育部幼稚園・認定こども園担当（区役所3階11番）

TEL 03-3228-8754（直通） FAX 03-3228-5667

☆補助金は毎年申請が必要です

☆このご案内は中野区の補助金について説明したものです。他の自治体とは異なります

補助の対象となる方

次の全てに該当する方

- (1) 中野区に居住・住民登録をし、園児(子ども)と同一世帯である
- (2) (1)の園児が、認可を受けた次の施設に通園している ※子ども・子育て支援新制度適用施設を除く
・私立幼稚園 ・幼稚園類似施設 ・特別支援学校の幼稚部
- (3) 園児の入園料や保育料を負担している
- (4) 園児の年齢が以下の年齢区分に該当している

満3歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日生	誕生日以降の入園に限る
3歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日生	
4歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日生	
5歳児	平成24年4月2日～平成25年4月1日生	

☆途中で入園・退園した場合は、在園月数が対象です

☆途中で転入・転出した方は、各月1日(4月は30日)を基準として住民登録があった月数が対象です

☆入園料補助金は、入園日に中野区に住民登録があることが交付要件です

☆満3歳児については、満3歳児クラスが園則上定められている園に入園した場合のみ対象です

1 補助金の種類と内容

(1)入園料補助金(所得制限なし)

45,000円(限度額)

- ・入園料に対して園児1人あたり1回限り。入園した年度のみに申請可
- ・中野区の特定負担額補助金(※)を受けた事がある場合は対象外
※子ども・子育て支援新制度適用施設の入園時にかかる特定負担額に対する補助金

(2)保護者補助金(所得制限なし)

月額12,000円(限度額)×保育料納入月数

- ・保育料に対する補助金

(3)就園奨励費補助金(所得制限あり)

金額と世帯区分は5ページの「平成30年度就園奨励費について」参照

- ・入園料と保育料に対する補助金
- ・世帯全員(生計同一者含む)の課税状況を確認した上で判定
- ・対象か否かということ及び補助金額は、世帯の平成30年度市町村民(区民)税所得割額(住宅借入金等特別税額控除等を控除する前の額)で判定

2 申請に必要な書類

(1)平成30年度中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金申請書兼口座振替依頼書(申請書)

☆巻末の「申請書記入例」を参考に記入してください

(2)(平成30年1月1日に中野区に住所がない場合、ひとり親等世帯に該当する場合は)判定に必要な添付書類

☆添付書類の要・不要、書類の種類は世帯によって異なります。何が必要かは6ページの「就園奨励費申請に必要な書類チェック」で確認してください

(3)東日本大震災の影響により中野区へ滞在し、応急仮設住宅の供与期間が延長されている方は、その旨の通知の写し

3 申請締め切り

平成30年7月13日(金)

☆この日までに申請があったものについて、10月に上半期分を交付します

☆7月14日以降に到着した申請分は、入園料補助金も含め、来年3月に1年分をまとめて交付します

☆年度途中で転園等、申請内容に変更がありましたら速やかに手続きを(「5 このような時は手続きが必要です」参照)

☆今年度の補助金の最終申請期限は、平成31年3月8日(必着)です。昨年よりも〆切が早くなっています。締め切りを過ぎてからの申請は一切受け付けませんのでご注意を

4 補助金交付時期(口座振り込み日)

(1)入園料補助金

平成30年10月31日(予定)

(2)保護者補助金・就園奨励費補助金

上半期分(4~9月分までの6か月分)・・・平成30年10月31日(予定)

下半期分(10~3月分までの6か月分)・・・平成31年3月25日(予定)

☆交付決定通知は年1回。10月中旬に送付します

☆中野区からの振込は、「ナカノクシリツヨウチエンホジョキン」という名義で行います

5 このような時は手続きが必要です

補助金申請後に中野区外に転出または退園する

このご案内の最後に綴じ込んである「退園・転出届」を速やかに提出してください。中野区ホームページからの電子申請による手続も可能です。

なお、異動日の属する月までが補助金の対象(保育料を納入していることが条件)となります。指定口座をすぐに解約しないようお願いします。

☆この届出が遅れると補助金が過払いとなり、後日返還手続きが必要になる場合があります

☆転出後の補助金の申請は、新たに住民登録をされる市区町村で相談を

振込先(口座)を変更したい

補助金振込予定日の1か月前までに「振込先口座変更」の手続きが必要です。手続き方法をお知らせしますので、中野区の担当に連絡をお願いします。中野区ホームページから電子申請でも手続きができます。

なお、進級児の方で振込先を昨年のもので変更したい場合は、申請書の中央の欄「(2)変更がある場合」を記入してください。

6 申請の際の注意点

- 1 消せるボールペンや鉛筆での記入不可。この場合は申請を受け付けません。
- 2 申請印を忘れずに押印してください。(スタンプ印不可。外国籍の方は、申請印欄にサインでも可。)
- 3 申請者は園児と同居している保護者に限ります。また、振込口座は申請者名義に限ります。
☆例えば、「申請者が父で補助金の受取口座は母」とすることはできません
- 4 申請書提出後、申請者が転出等により園児と世帯が別になった場合は、申請者変更の手続きが必要です。詳しくは中野区の担当までお問い合わせください。
- 5 該当する補助金の合計額が、年度内に私立幼稚園等へ支払った入園料と保育料等の合計額を超過する場合は、実際に支払った合計額が補助金の限度額となります。
- 6 入園料や保育料の納入状況は、中野区が直接、私立幼稚園等に確認します。そのため、申請書に入園料や保育料の領収書を添付する必要はありません。
- 7 保育料等に未納がある月は、補助金を交付できません。
- 8 金融機関及び支店名の名称変更や支店番号等の変更があった場合も、口座変更の手続きが必要です。
- 9 ゆうちょ銀行の支店名は、「〇〇八」などの漢数字三ケタです。通帳等で必ずご確認ください。
- 10 世帯区分や補助金の振込口座、振込額等に関する問合せは、個人情報保護の観点から申請者以外の方にはお答えできません。
- 11 市区町村民税の内容は、平成30年1月1日に住民登録があった自治体の課税の担当にお尋ねください。
- 12 所得が無い・低いために税の申告が必要ない方でも、本補助金を受けるには住民税の申告が必要です。必ず申告してください。申告が無い場合、補助金は受けられません。
- 13 就園奨励費補助金の「ひとり親世帯等の特例」に該当する場合は、申請書の該当欄にチェックをし、添付書類を必ず提出してください。なお、事実婚の場合は対象外です。
- 14 東日本大震災の被災者の方は、申請書の該当欄にチェックをし、応急仮設住宅の供与期間が延長されている旨の通知の写しを添付してください。
- 15 平成30年1月1日に国外に住所があり、所得の状況がわかる書類を出せない場合は、申請書の該当欄にチェックをしてください(就園奨励費が不交付になります)

7 よくある質問

昨年、中野区に転入して3月までは引越前の幼稚園にそのまま通園し、4月から新しい幼稚園に転園して入園料を払いました。この場合、入園料補助金は出ますか

そのお子さんについて、過去に中野区で入園料補助金(特定負担額補助金)を受けていなければ補助金が出ます。

園児の父が単身赴任で平成30年1月1日現在、中野区に住民登録がありません。添付書類は必要ですか

生計が同一の者とみなすため、同日現在で在住している市区町村発行の「平成30年度住民税額の決定通知書(配偶者控除欄の記載があるもの)」または「平成30年度住民税課税(非課税)証明書(配偶者控除欄の記載があるもの)」(いずれもコピー可)が必要です。

平成30年1月1日は国外にいたため、平成30年度の住民税は課税されていません。添付書類は何が必要ですか

平成29年中の国内外の収入を証明する書類や社会保険料等を証明する書類、扶養人数が確認できる書類が必要です。中野区の幼稚園・認定こども園担当にお問い合わせください。

離婚前提で別居中なのですが、就園奨励費補助金は誰の課税額で判定されますか

離婚が成立するまでの月は、別居している保護者を含めた世帯の課税額で判定します。離婚が成立した後の月は、子どもを監護している保護者が属する世帯の課税額で判定します。判定は毎月1日の状況で行っています。なお、離婚した場合は手続きが必要です。中野区の幼稚園・認定こども園担当にお問い合わせください。

補助金の申請をしたときはひとり親でしたが結婚しました。何か手続きは必要ですか

必要です。中野区の幼稚園・認定こども園担当にお問い合わせください。なお、年度途中で結婚した場合(事実婚含む)は、結婚した日以降の月から、結婚した相手を含めた世帯の課税額で判定します(上記離婚の場合と逆)。判定は、毎月1日の状況で行います。

同世帯に平成30年1月1日の住所が中野区の人とそれ以外の人がいるのですが、全員分の住民税の証明書類が必要ですか

同日現在で中野区外に住民登録があった人のみの住民税の証明書類を添付してください。中野区に住民登録があった方については不要です。

源泉徴収票の写しは住民税の証明書類になりますか

なりません。平成30年度の市区町村民税の内容がわかる書類を用意してください。

補助金の計算方法を教えてください

例 所得階層3、第一子の園児について、入園料90,000円、保育料(年額)276,000円を払った場合の補助金
補助金限度額…461,000円(入園料補助金45,000円、就園奨励費補助金272,000円、保護者補助金144,000円)

1 まず、「入園料」に対して、45,000円を限度に「入園料補助金」が出る

入園料90,000円 > 入園料補助金45,000円のため、**入園料補助金45,000円**

2 次に入園料の残(入園料補助金を引いた額)と保育料に対して、「就園奨励費補助金」が出る

入園料残45,000円 + 保育料276,000円 = 321,000円

321,000円 > 就園奨励費限度額272,000円のため、**就園奨励費補助金272,000円(満額支給)**

321,000円 - 272,000円 = 49,000円…保育料残

3 保育料の残を限度に「保護者補助金」が出る

49,000円 < 保護者補助金限度額144,000円のため、**保護者補助金49,000円**

これにより、補助金(年額)は、入園料補助金 45,000円、就園奨励費補助金 272,000円、保護者補助金 49,000円